

消食表第 343 号
令和 5 年 6 月 29 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）
の一部改正について

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）では、加工食品について、第 3 条第 2 項により、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の「A 食品一般の成分規格」の 12 等で規定された乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（以下「乳児用食品」という。）を対象に「乳児用規格適用食品である旨」の表示が義務付けられています。一方、食品表示基準第 3 条第 3 項では、「乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるもの」についてはその表示を省略できるとされています。

これを受け、食品表示基準の運用方針を定める「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知。以下「次長通知」という。）において、現在、「乳児用規格適用食品である旨」の表示について「乳児用規格適用食品」と表示することを原則とするとしているところですが、「乳児用規格適用食品である旨」の表示を単に「乳児用規格適用食品」と表示すると、食品衛生法に基づき乳児用食品としての放射性物質の規格が適用される食品であるとの趣旨が正確に消費者に伝わらないおそれがあります。

このため、今般、別紙新旧対照表のとおり次長通知を改正し、この義務表示事項の表示に当たっては、食品衛生法に基づき乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品であることを明記することを原則とすることとし、消費者に誤認を与えないようにす

ることとしました。他方、上述のとおり、食品表示基準第3条第3項では乳児用食品としての放射性物質の規格が適用される食品であることが容易に判別できる食品については、表示を省略できることとされていることを踏まえ、乳児用食品は全て表示を省略できることを併せて明確にし、単に「乳児用規格適用食品」と表示がなされることのないよう本制度を運用することといたします。

つきましては、上記改正趣旨を参酌の上、可能な限り速やかに見直しを行うことが望ましいと考えます。しかしながら、食品関連事業者等における包材資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、遅くとも、令和7年3月末までの間に表示方法の見直しが行われるよう、改正趣旨について、関係者に対する周知をお願いします。

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）</p> <p>（総則関係）（略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p>（12）乳児用規格適用食品である旨</p> <p>①（略）</p> <p>② 乳児用規格適用食品である旨の表示について 乳児用規格適用食品である旨の表示の方法は、「乳児用規格適用食品（<u>食品衛生法に基づき、乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品</u>）」とすることとする。</p> <p>③ 表示の省略について 食品表示基準第 3 条第 3 項において乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略できるとしたところであるが、本規定の対象となる</p>	<p>食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）</p> <p>（総則関係）（略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p>（12）乳児用規格適用食品である旨</p> <p>①（略）</p> <p>② <u>「乳児用規格適用食品」</u>である旨の表示について <u>「乳児用規格適用食品」</u>である旨の表示は、<u>原則的には「乳児用規格適用食品」と表示することとするが、「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用規格適用」などの表示も使用可能であること。</u></p> <p>③ 表示の省略について 食品表示基準第 3 条第 3 項において乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略できるとしたところであるが、本規定の対象となる</p>

<p>食品は、以下の食品である。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第38項及び第39項に規定する)調製粉乳及び調製液状乳</p> <p><u>エ 上記アからウまでに掲げる食品以外の場合において、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品であることが容易に判別できる食品</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(13) ～ (15) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(生鮮食品)～(附則) (略)</p> <p>別添 添加物1-1 ～ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)</p>	<p>食品は、以下の食品である。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第37項及び第38項に規定する)調製粉乳及び調製液状乳</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(13) ～ (15) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(生鮮食品)～(附則) (略)</p> <p>別添 添加物1-1 ～ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)</p>
--	---